

建設業における安全優良職長厚生労働大臣顕彰要領

1 目的

安全優良職長に対する顕彰は、一定の技能と経験を有し、担当する現場又は部署が優良な安全成績をあげた職長、班長等、労働者を直接指揮する者(以下「職長等」という。)を顕彰し、安全意識の高い職長等の企業内外における評価を高めるとともに、当該職長等を核とした労働者全体の安全意識の高揚を図り、もって我が国の建設業の安全水準の向上を図ることを目的とする。

2 顕彰の対象

本顕彰は、建設現場において作業を直接指揮する職長等を対象とする。

3 顕彰基準

顕彰は、原則として、次に掲げるすべての事項に該当する者について行う。

- (1) 職長等としての実務経験が通算10年以上であり、現在も当該職務に就いていること。
- (2) 被顕彰者が、職長等として担当した現場において、顕彰年度の9月30日から遡って過去5年以上、休業4日以上 of 災害が発生していないこと。
- (3) 職務に必要な資格(免許、技能講習及び特別教育)を有するとともに、能力向上教育等の各種安全衛生教育を十分に受講し、安全管理、作業指揮等の能力が優秀であると認められていること。
- (4) 安全管理に関する部下の指導教育又は安全管理に関する知識・技能の普及や継承に積極的に活動していること。

4 欠格等

- (1) 同一の者についての顕彰は重ねて行わない。
- (2) すでに安全衛生分野における叙勲、褒章又は厚生労働大臣表彰等を授与された者に対しては、顕彰しない。
- (3) 被顕彰者が所属する事業場(直近上位の店社及びそれに属する現場で被顕彰者が職長等として担当した現場でないものを含む)において、顕彰年度の9月30日から遡って過去1年以内に、休業4日以上 of 災害が発生しており、当該災害の内容及びその職務内容を鑑み、5(2)の顕彰審査委員会にて対象と認められないと判断した場合は、顕彰しない。
- (4) 被顕彰者が所属する事業場(直近上位の店社及びそれに属する現場で被顕彰者が職長等として担当した現場でないものを含む)において、顕彰年度の9月30日から遡って過去1年以内に、死亡災害等の重篤な災害が発生している場合又は労働安全衛生法、じん肺法、作業環境測定法及び労働基準法の重大な違反、労働・社会保険料の未納等の違法行為がある場合は、顕彰しない。

- (5) 所属する事業場（直近上位の店社及びそれに属する現場で被顕彰者が職長等として担当した現場でないものを含む）において、顕彰年度の9月30日から遡って過去3年以内に、脳・心臓疾患及び精神障害の労災認定のある場合、顕彰しない。

5 被顕彰者の決定

(1) 一次審査

一次審査は、以下のアの後に、イが行われること。

ア 顕彰者を推薦しようとする事業者は、建設業労働災害防止協会（以下「建災防」という。）都道府県支部（以下「支部」という。）または、7（8）に記載の建設業関係団体あて候補者を推薦し、推薦を受けたこれらの団体は、当該候補者が3に掲げる顕彰基準に該当することを確認の上、推薦書類を建災防本部に提出する。

イ 建災防本部は、支部及び各建設業関係団体から推薦のあった候補者が3に掲げる顕彰基準に該当することを確認の上、推薦書類を厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課建設安全対策室に提出する。

なお、推薦書類は、厚生労働省のホームページからダウンロードした所定のエクセルファイル「安全優良職長厚生労働大臣顕彰候補者推薦書」（電子媒体）、当該ファイルの所定のシートを印刷した紙媒体及び資格等の写しとする。

※ エクセルファイルはシートを増やす等の加工はしないこと。

※ 電子媒体の提出にあたっては、所定のエクセルファイルによることとし、PDFファイル等に変換しないこと。

(2) 二次審査

厚生労働省は、一次審査を経て推薦された被顕彰者について、厚生労働省に設置する顕彰審査委員会に諮り、総合的に審査し、被顕彰候補者を選考する。

(3) 決定

厚生労働大臣は、（2）により選考された被顕彰候補者から被顕彰者を決定する。

6 顕彰の方法

顕彰は、厚生労働大臣が被顕彰者に顕彰状及び徽章を授与して行う。

7 その他

(1) 顕彰者数は、原則80人程度とする。

(2) 職長等は、原則として労働安全衛生法第2条第2項に規定する労働者とする。

ただし、自社が元請になることなく、専ら下請け工事を行う専門業者等の代表者等（「一人親方」を除く。）で、労働安全衛生法第2条第2項に規定する労

働者に該当しないが、同人自ら職長等として現場に出て、作業を行っている場合は、直近の作業現場3箇所以上の元請事業者からその旨証明書の添付により、職長等として推薦することができる。

(3) 3の(1)の「実務経験」は、原則として、顕彰候補者が所属する事業場(店社)の代表者(以下「所属事業者」という。)の証明により確認する。

(4) 3の(2)の「過去5年以上、休業4日以上災害が発生していないこと」は、原則として、顕彰候補者の所属事業者の証明により確認する。

(5) 3の(3)の「資格」、「各種安全衛生教育」は、免許証、修了証等により、所属事業者が確認した上で、その写し等を提出すること。また、「安全管理、作業指揮等の能力が優秀である」ことは、資格、各種安全衛生教育の受講歴のほか、所属事業者からの推薦書に記載された顕彰候補者の経歴及び推薦書類で確認する。

なお、労働安全衛生法第60条で規定する職長教育の受講を修了したことを証明するものがあれば、推薦書類にその写しを添付すること。

(6) 3の(4)に掲げる事項については、所属事業者からの推薦書に記載された顕彰候補者の活動歴等の推薦内容で確認する。

(7) 5の(1)のアの事業者による推薦は、別紙1の様式(エクセルファイル)により行う。

(8) 5の(1)のアの建設業関係団体は、次のものとする。

- ・(一社)全国中小建設業協会
- ・(一社)日本建設躯体工事業団体連合会
- ・全国建設労働組合総連合
- ・(一社)住宅生産団体連合会
- ・(一社)日本鳶工業連合会
- ・(一社)日本塗装工業会
- ・(一社)日本左官業組合連合会
- ・(一社)日本造園組合連合会
- ・全日本電気工事業工業組合連合会
- ・(一社)日本型枠工事業協会
- ・(公社)全国鉄筋工事業協会
- ・全国管工事業協同組合連合会
- ・(一社)日本空調衛生工事業協会
- ・(一社)日本トンネル専門工事業協会
- ・(一社)日本橋梁建設協会
- ・(公社)全国解体工事業団体連合会

(9) 5の(1)のアにより推薦を受けた建災防本部は、支部や各建設団体から重複して推薦されていないかの確認を行い、重複のある場合は、調整を行うこと。

(10) 5の(2)の厚生労働本省に設ける「顕彰審査委員会」は、学識経験者等に

より構成することとし、設置要綱は、別途定める。

(11) 6の「顕彰状」は別紙2、「徽章」は別紙3のとおりとする。

(12) 推薦書が厚生労働省に提出された後、必要がある場合に、推薦団体、所属事業場の担当者または被顕彰者に対し、推薦書の内容について、照会する場合があります。

(13) この要領は、令和3年8月24日より施行する。

現場における作業指揮等（安全管理含む）に関する経歴及び能力			
現場外での部下の指導教育又は安全管理に関する知識・技能の普及や継続についての活動歴			
賞 罰			
その他参考事項			
所属する事業場に関する事項	過去1年以内	労働災害発生状況 (休業4日以上の災害概要を記載してください。)	労働災害発生の有無
		安衛法、労基法等の重大な法違反及び保険料未払い等の違法行為の有無（「有」の場合は内容を記入）	法違反及び違法行為の有無
	過去3年以内の脳・心臓疾患及び精神障害の労災認定の有無		労災認定の有無

推薦団体名										
担当者名		TEL			()		

記載注意

- 注1. 「氏名」は、特に注意し正式の文字を用い正確に記載するとともに、必ずふりがなをつけること。また、パソコンで変換されない文字の場合、紙媒体の推薦書原本にその正式な文字を朱書きすること。
- 注2. 「氏名」、「所属事業名」、「所在地（都道府県）」については、受賞が決定した際には、厚生労働省ホームページに掲載されること。なお、部署名や工事現場名は掲載しない。
- 注3. 取得した資格の写し、受講した安全衛生教育の修了証の写し等を添付すること。その他必要に応じ、参考となる資料を添付すること。

以上の記載に相違ないことを証明するとともに、 _____（以下「同人」と言う。）

を安全優良職長厚生労働大臣顕彰の候補者として推薦します。

同人を上記顕彰の候補者として推薦するに当たり、同人の受賞が決定した際には、同人の氏名、所属事業場、所属事業場所在地（都道府県）が厚生労働省ホームページに掲載されることを本人に説明し、了解を取りました。

所属事業場名		
代表者職氏名		印

顕彰状

〇〇〇〇 殿

あなたは優秀な作業指揮により多年にわたり職場を無災害に導きさらに後進の指導に力を尽くすことにより我が国の産業安全の水準の向上に貢献し他の模範と認められますここに安全優良職長として顕彰し永くその栄誉を称えます

令和 年 月 日

厚生労働大臣 〇〇〇〇 印

徽章



仕様 中央の緑十字部分は七宝

裏面 「令和3年度安全優良職長厚生労働大臣顕彰」の文字を刻印